

議 事 要 旨

件 名	令和5年度第1回伊勢市空家等対策協議会	
日 時	令和6年2月8日(木)	
会 場	伊勢市役所東館4階4-3会議室	
出席者	委 員	伊勢市空家等対策協議会委員 10名 筒井会長、杉山副会長、大西委員、西村直人委員、西村潔子委員、 松崎委員、中出委員、伊東委員、前村委員、水島委員
	事務局	上田 都市整備部次長 城 住宅政策課長、中谷 住宅政策課係長、
傍聴者	-	
協議等事項	(1) 特定空家等に対する勧告の実施について (2) 特定空家等の認定について	

会 議 内 容

◇本会議の中で、「諮問事項(1)(2)」「報告事項(1)(2)」は、個人情報が含まれていることから、非公開とすることを決定。

(1) 審議事項

諮問事項

(1) 特定空家等に対する勧告の実施について(非公開)

●対応経過及び勧告の実施について、事務局より説明。

《状況》

- ・特定空家の老朽化が進行しており、隣地をはじめとする周辺住民・自治会等の危機意識も高まっている。
- ・特定空家等の所有者に指導を繰り返し行ったが改善の見込みがない。

《意見》

特になし

《協議会の判断》

協議の結果、原案どおり『勧告実施』で承認。

諮問事項

(2) 特定空家等の認定について(非公開)

●特定空家等の判断について、事務局より説明。

《周辺状況》

- ・ 東側：住宅
- ・ 西側：道路（市道 W-4.2m）
- ・ 南側：住宅
- ・ 北側：住宅

《状況》

東西に長い敷地に西側は2階建、東側は平屋建物が配置されている。敷地西側は全面道路、他3面は隣家に囲われている。2階建物の南面は特に崩壊が進んでおり、隣家敷地に崩壊した資材が飛散する危険性は大きいと考えられる。

《質疑》

- ・ 管理人の状況はどのようなものか。
⇒登記上の所有者は亡くなっており、法定相続人の子息が相続放棄を行った。このため所有者の姪、甥にあたる代襲相続人が判明したため、そちらへ管理依頼を行っている状況であるが、両名とも高齢であり最後の相続関係者となる。

《協議会の判断》

- ・ 協議の結果、原案通り『認定』で承認。

(2) 報告事項

(1) 特定空家等の認定の解除について(非公開)

《説明》

前回の伊勢市空家等対策協議会開催後、令和5年12月末までに2件解体により除去された。

《質疑》

なし

(2) 認定済特定空家等への対応経過について(非公開)

《説明》

特定空家等としてこれまでに13件を認定、令和5年12月末で11が解除となった。先ほど審議いただいた1件を勧告とし、残り1件は引続き訪問面談や電話・文書による指導を進める。

(3) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部改正について(公開)

《説明》

国土交通省資料を基に伊勢市が空家対策を進める上で、大きく関わる部分について説明

- ・特定空家化を未然に防止する管理
放置すれば特定空家になる恐れのある空家（管理不全空家）に対し、管理指針に即した措置を市町村長から指導・勧告
勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例を解除される
- ・財産管理人による空家の管理・処分
市町村長に財産管理人の選任請求を認め、地方裁判所、家庭裁判所へ申立が行えるようになり、選任財産管理人が所有者に代わり財産を管理、処分する

《質疑》

なし

(4) 空家バンク制度の運用状況及び空家関連補助制度の活用状況について(公開)

《説明》

令和5年12月末時点における空家バンクの運用状況、空家関連補助制度の活用状況について報告

令和5年度より更なる空家利活用を図るため、空家リフォーム促進事業補助金が新設された

《質疑》

- ・空家バンクの利用状況は、多い方なのか
⇒県内においても、多い方と認識している。今後も空家の利活用を促進するため、空家バンクをはじめ、空家関連補助制度等の広報に努めていく

(3) その他

- ・特になし